

## 横浜市大規模小売店舗立地審議会運営要綱

制 定 平成12年9月5日  
最近改正 令和6年4月1日（局長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市大規模小売店舗立地審議会条例に基づく横浜市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （会議の招集）

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程等を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

2 会長が必要と認めるとき、または委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

### （開会等）

第3条 審議会の開会、開会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会議の出席には、会長の許可を受け、当該会議に関し意見を記載した文書を提出することを含む。この場合において、当該意見書を提出した委員が議決に加わることができる事項は、第2条第1項の規定によりあらかじめ通知した事項に限る。

4 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、または会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会または休憩を宣告するものとする。

### （議事の運営）

第4条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序によるものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りではない。

### （発言及び採決）

第5条 会議において発言しようとするものは、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言しなければならない。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

### （答申）

第6条 会長は、審議会での採決後、すみやかに市長に答申するものとする。

2 会長は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項に規定する市町村の区域内に居住する者等からの意見がない場合、その他これに相当する場合には、文書により審議を行い、市長に答申することができる。ただし、委員から当該事案の調査審議が必要であるとして審議会の会議の招集を求められた場合は、この限りでない。

### （会議録）

第7条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 議事日時等
- (4) 議案に関する議事及び議決の状況
- (5) 議案及び関係資料
- (6) その他審議会が必要と認める事項

- 2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、各委員への持ち回り又は審議会があらかじめ指名した者の確認を得ることとすることができる。

(審議会の会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開とする。

- 2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券（第1号様式）の交付を受けなければならない。
- 3 前項の傍聴券は、会議当日、会議開催時刻前まで、先着順に交付する。

(会議資料の配付)

第9条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付するものとする。この場合において、傍聴者に配布する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第10条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第11条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第12条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書きの規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

- 2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式(第8条2項)

(表)

第 号

傍 聴 券

傍聴人住所  
氏名

横浜市大規模小売店舗立地審議会 会長

\*裏面の諸注意をお読み下さい。

(裏)

## 傍聴される方へ

- 1 会場の指定された場所に着席して下さい。
- 2 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないで下さい。ただし、会長が許可した場合を除きます。
- 3 危険物を持っている方、酒気を帯びている方、その他会長が会議の運営に支障があると認める方は、会場に立ち入ることができません。
- 4 傍聴者が、会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をし、会長の指示に従わないときは、会場から退去していただきます。